

経営者が 知っておくべき 税金知識

経営者が最低限知っておきたい！
生命保険等の税務

- 生命保険等の税務の基礎知識
- その他の留意点

経営者が最低限知っておきたい！

生命保険等の税務

はじめに

中小企業における経営の成否は、経営者の能力と人望にかかっていますので、経営者の死亡などの万一のリスクに備える必要があります。加えて、従業員に万一の事態があった場合にも、会社にとっては非常に大きなリスクとなることから、従業員に関する万一の事態へのリスクヘッジも経営には必要です。

これらのリスクを防止するためには、生命保険などの保険の活用が有効です。このような事情を踏まえ、法人税においては、生命保険などの支払保険料は事業上必要なものであるため、原則として経費になるとされています。

ところで、生命保険は経営のリスクヘッジに止まらず、養老保険などには貯蓄性があることから、経営者が退任する際、巨額の費用負担が必要になる役員退職金の準備にも活用することができます。このため、節税を図りながら、将来のリスクを大きく軽減させることができる生命保険は、中小企業の節税を考える上で最高のツールの一つです。

反面、生命保険は、使い方によっては妥当とは言い難い節税にもつながりますので、国税はしばしば取扱いを見直しています。その結果、保険の税務は非常に複雑になっていますので、落とし穴も多く、保険会社や税理士のお墨付きがあるから大丈夫、と安易に考えてしまうのは非常に危険です。

本テキストはこの問題意識に立ち、中小企業の経営者にとって最低限必要になる生命保険の税務の取扱いについてまとめたものです。事業のリスクヘッジのためには、生命保険を積極的に活用する必要がありますので、生命保険を更新したり、新しく契約を結んだりするような場合には、本テキストを読みながら慎重に対応してください。

本テキストが、皆様のビジネスにとってわずかなりともお役に立つのであれば、これに勝る喜びはありません。

目次

- I 生命保険等の税務の基礎知識
- II その他の留意点

<注意点>

本小冊子は、平成27年9月1日現在の法令等に基づいて作成されております。今後の税制改正等により、本小冊子の内容等の全部または一部につき、変更があり得ますので、ご注意ください。

I 生命保険等の税務の基礎知識

【Q1】

＜生命保険等の種類と考え方＞

役員や従業員を被保険者とする、法人契約の生命保険を検討していますが、いろいろと種類があり、どれを選択すればいいのか分かりません。生命保険の種類によっても税金の取扱いが異なると思いますが、どのように考えればいいのでしょうか？

【A1】

＜養老保険、定期保険、終身保険の3種類の区分で考える＞

生命保険は、大きく分けて養老保険、定期保険、終身保険の3種類に区分されるといわれています。このため、これら3つの種類に区分して考えると分かりやすいです。

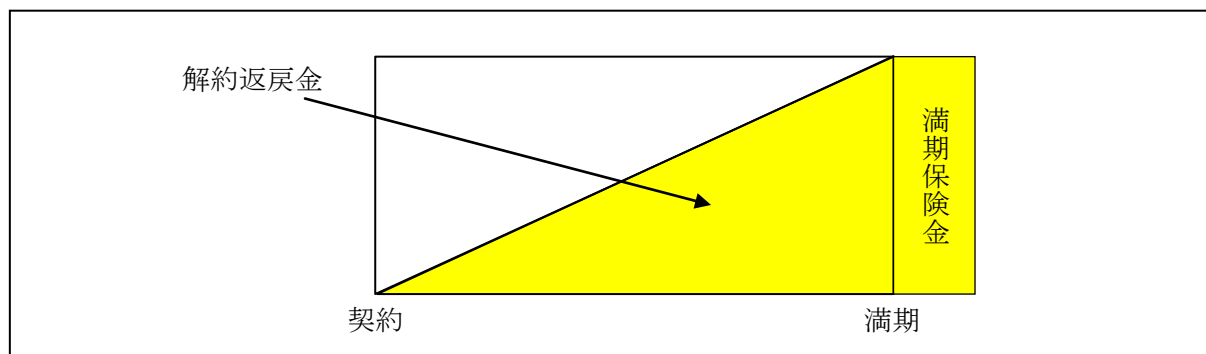
【解説】

生命保険と一言と言っても、多様な商品がありますので、どのようなメリットとデメリットがあるか、非常に分かりにくいといえます。しかし、生命保険の種類は大きく分けて養老保険、定期保険、終身保険のいずれかになるといわれており、この区分に応じて保険商品を考えてみると分かりやすいです。

① 養老保険

養老保険とは、保険期間が決まっている「有期保険」のうち、保険期間中に被保険者が死亡した場合には死亡保険金が支払われ、また満期まで生存していた場合には、満期保険金も支払われる保険をいいます。養老保険は死亡保険金かつ満期保険金がある保険であり、貯蓄性が高い保険といわれています。加えて、貯蓄性の高さから、解約返戻金も加入期間に応じて大きくなるのが通例です（図1参照）。

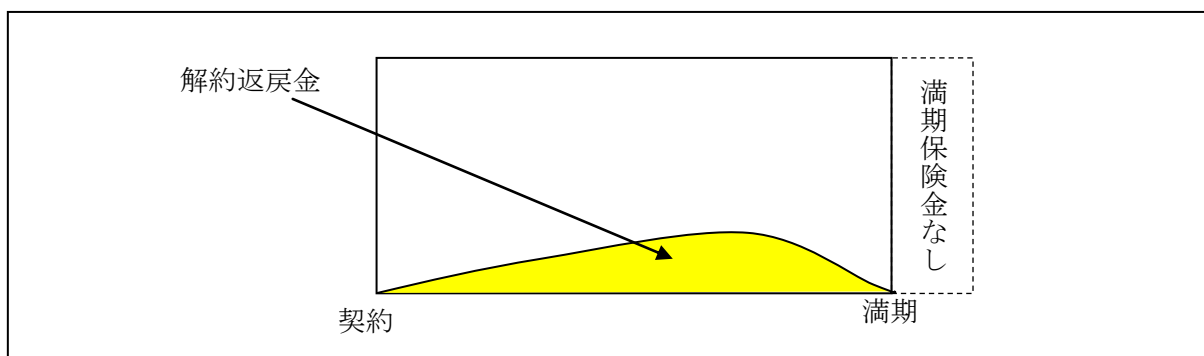
（図1）養老保険のイメージ



② 定期保険

定期保険とは、保険期間が決まっている「有期保険」で、保険期間中に被保険者が死亡した場合には死亡保険金が支払われる保険をいいます。養老保険と異なり、満期保険金がない掛け捨ての保険であり、解約返戻金もほぼありません（図2参照）。

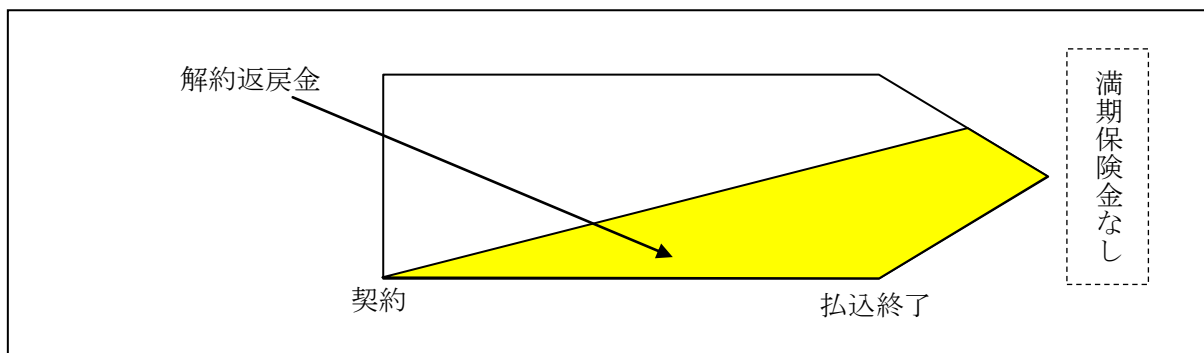
（図2）定期保険のイメージ



③ 終身保険

終身保険とは、保険期間が一生続く「無期保険」であり、死亡時には死亡保険金が支払われる保険をいいます。保険期間は一生続きますが、払込期間は通常決まっています。加えて、満期保険金はありませんが、解約返戻金があります。ただし、その金額は養老保険ほどではありません（図3参照）。

（図3）終身保険のイメージ



生命保険の基本形はこの3つであり、税においても原則としてこの3つを基準として、役員や従業員を被保険者とする、法人契約の生命保険に関する課税関係が定められています。このため、まずは加入しようとする生命保険がどの種類に当たるか、判断してください。

【Q2】**＜養老保険の課税関係＞**

法人契約で、役員や従業員を被保険者とする養老保険の税務について、取扱いを教えてください。

【A2】**＜受取人と支払う保険料の種類によって異なる課税関係＞**

役員や従業員を被保険者とする法人契約の養老保険の課税関係は、保険金の受取人(法人か被保険者などか)と支払う保険料の種類(主契約保険料か特約保険料か)によって異なることとされています。

【解説】

役員や従業員を被保険者とする法人契約の養老保険の保険料の課税関係は、保険金の受取人と支払う保険料の種類によって以下の(図4)のように異なります。

(図4) 法人契約の養老保険(被保険者は役員又は従業員)の課税関係

保険金受取人		保険料の種類	
死亡保険金	満期保険金	主契約保険料	特約保険料
法人	法人	資産計上	全額経費(損金)
被保険者の遺族	被保険者	被保険者への給与	全額経費(損金)(※2)
被保険者の遺族	法人	1/2 資産計上	全額経費(損金)(※2)
		1/2 経費(損金)(※1)	

(※1) 特定の役員や従業員のみを被保険者とする場合には、これらの者に対する給与となります。

(※2) 特定の役員や従業員のみを受取人とする場合には、これらの者に対する給与となります。

養老保険は貯蓄性が高い保険ですので、満期保険金の受取人が法人であれば、法人の預金と大きな差はないことから、支払保険料の全部又は一部は経費(損金)にならず、「保険積立金」のような形で資産計上することが原則になります。

なお、養老保険に限った話ではありませんが、損金算入される保険料は、支払った保険料の全額ではなく、その事業年度に対応する金額となります。このため、翌期分の保険料を前払いで支払うような場合には、原則としてその翌期分の保険料は当期の経費にならず、前払保険料として取り扱い、翌期の経費とする必要があります。

加えて、「特定の役員や従業員のみ」を被保険者としたり、受取人としたりするような保険については、単純に経費とならず、これらの者に対する給与として所得税が課税される可能性があります。法人契約の保険は、原則として会社の福利厚生として経費になりますので、特定の役員や従業員のみが加入するとなると、福利厚生とはいえないからです。

【Q3】

＜定期保険の課税関係＞

法人契約で、役員や従業員を被保険者とする定期保険の税務について、取扱いを教えてください。

【A3】

＜原則として経費になる＞

役員や従業員を被保険者とする法人契約の定期保険の保険料は、原則として福利厚生費として損金となります。

ただし、「特定の役員や従業員のみ」を被保険者としたり、受取人としたりするような保険については、給与として所得税が課税される可能性があります。

【解説】

役員や従業員を被保険者とする法人契約の定期保険の保険料の課税関係は、死亡保険金の受取人によって以下の（図5）の通りとされています。

（図5）法人契約の定期保険（被保険者は役員又は従業員）の課税関係

死亡保険金の受取人	保険料の種類	
	主契約保険料	特約保険料
法人	全額経費（損金）	
被保険者の遺族	全額経費（損金）（※）	

（※）特定の役員や従業員のみを被保険者としたり、特約保険料について特定の役員や従業員のみを受取人としたりする場合には、これらの者に対する給与となります。

定期保険は養老保険とは異なり、原則として掛け捨てで貯蓄性のない保険ですので、定期保険の支払保険料は経費になるのが原則です。ただし、「特定の役員や従業員のみ」を被保険者としたり、受取人としたりするような保険については、単純に経費とならず、これらの者に対する給与として所得税が課税される可能性があります。

【Q4】

＜定期付養老保険の課税関係＞

今回法人で加入した生命保険は、保険会社の説明によると、養老保険に万一の時に大きな死亡保障を確保する「定期保険特約」を上乗せした定期付養老保険という商品ということです。この定期付養老保険の保険料は、どのように処理すればよろしいでしょうか。

【A4】

＜養老保険と定期保険の保険料の額が区分されているか否かで異なる＞

定期付養老保険は、原則として養老保険として取り扱われますが、生命保険証券などで養老保険と定期保険の保険料の額が区分されている場合には、その区分された保険料のうち定期保険部分は、定期保険として取り扱うことができます。

【解説】

養老保険に定期保険を付した定期付養老保険は、定期保険と養老保険の両方の性質を有する保険です。役員や従業員を被保険者とする法人契約の定期付養老保険の保険料の課税関係は、以下の（図6）のように、生命保険証券などで養老保険と定期保険の保険料の額が区分されているかによって、異なる取扱いとなっています。

（図6）法人契約の定期付養老保険（被保険者は役員又は従業員）の課税関係

区分	保険金受取人		保険料の種類		
	死亡保険金	満期保険金	主契約保険料		特約保険料
主契約 保険料 区分 (※1)			養老保険部分	定期保険部分	
	法人	法人	資産計上	損金	損金
	被保険者の遺族	被保険者	被保険者への給与	損金(※2)	損金(※3)
	被保険者の遺族	法人	1/2 資産計上 1/2 損金(※2)	損金(※2)	損金(※3)
主契約 保険料 未区分	法人	法人	資産計上		損金
	被保険者の遺族	被保険者	被保険者への給与		損金(※3)
	被保険者の遺族	法人	1/2 資産計上 1/2 損金(※2)		損金(※3)

(※1) 生命保険証券などで養老保険と定期保険の保険料の額が区分されている場合をいいます。

(※2) 特定の役員や従業員のみを被保険者とする場合には、これらの者に対する給与となります。

(※3) 特定の役員や従業員のみを受取人とする場合には、これらの者に対する給与となります。

養老保険と定期保険の保険料の額が区分されている場合には、定期保険部分について区分する取り扱いが認められ、そうでなければ養老保険として取り扱われることとなります。

【Q5】

<特別な定期保険>

定期保険の中には、特別な取り扱いがなされている保険商品があると聞きましたが、具体的にはどのような保険商品がこれに該当するのでしょうか。

【A5】

<長期平準定期保険、逡増定期保険など>

長期平準定期保険や逡増定期保険については、一般の定期保険と異なる、特別な取扱いが設けられています。

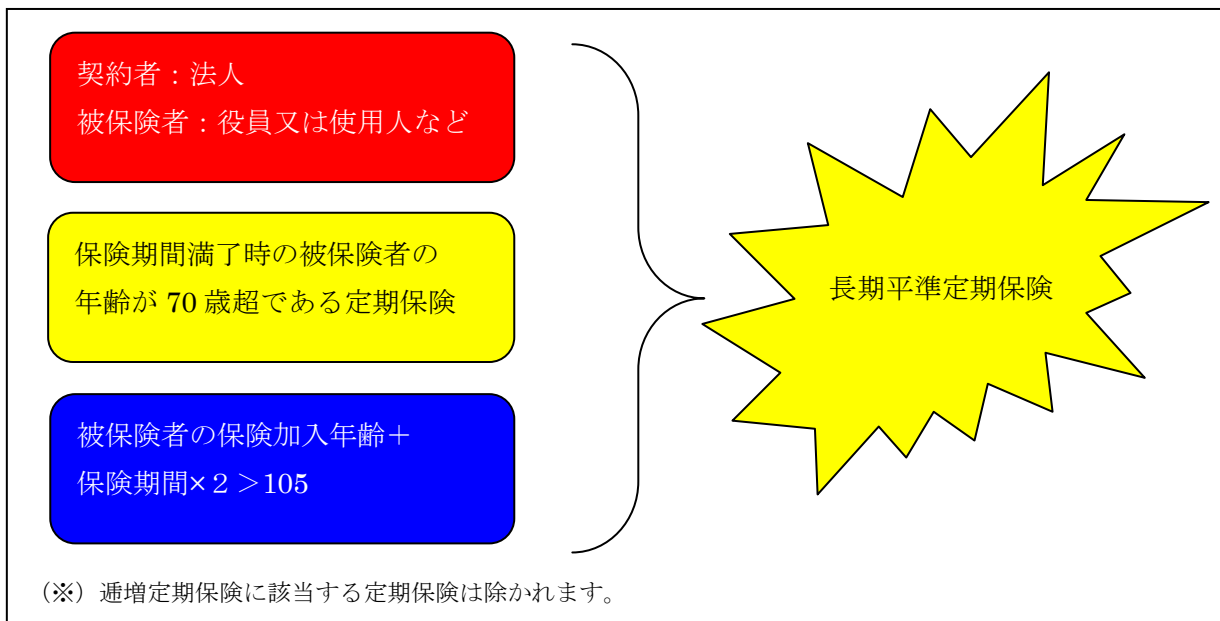
長期平準定期保険に該当する定期保険の保険料については、保険期間の6/10の期間について、損金となる金額が制限されます。

【解説】

定期保険の保険料は、原則としてその全額が経費になりますので、節税に使われることが多いことから、所定の定期保険については、特別な取扱いが設けられています。代表例は、長期平準定期保険と通増定期保険（Q6参照）です。

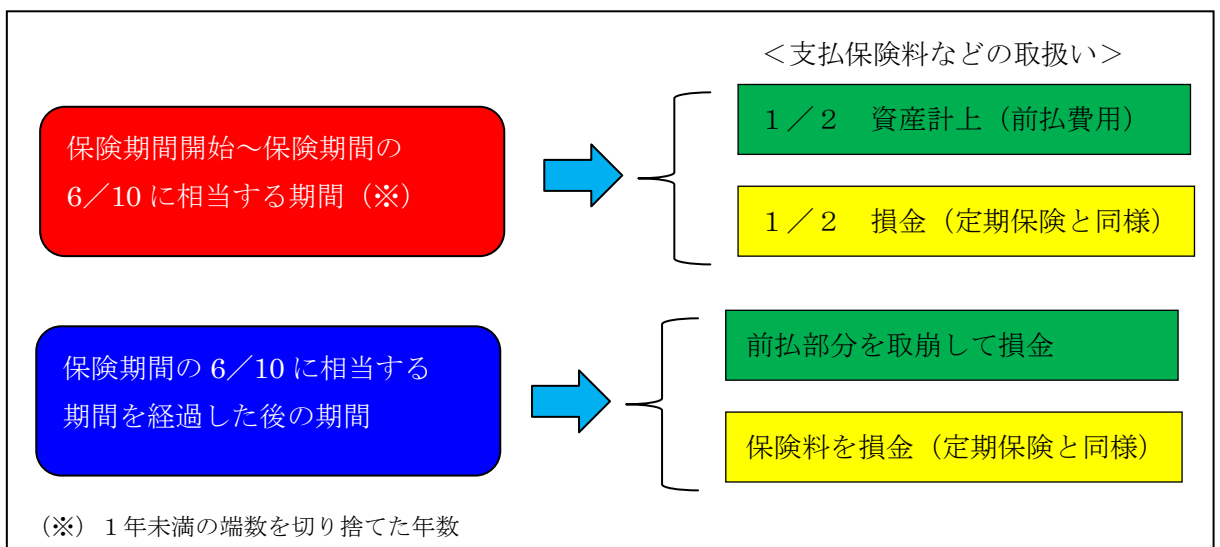
長期平準定期保険は、保険期間が非常に長い定期保険を意味し、具体的には以下の（図7）の定期保険をいいます。

（図7）長期平準定期保険の要件



長期平準定期保険に該当する定期保険の保険料については、以下の（図8）のように、保険期間の6/10の期間について、損金となる金額が制限されます。

（図8）長期平準定期保険の保険料の取扱い



なお、長期平準定期保険の保険料のうち、損金となる保険料の部分については、定期保険と同様の取扱いとなりますので、特定の役員や従業員のみを被保険者としたり、受取人としたりするような保険については、単純に損金とならず、これらの者に対する給与として所得税が課税される可能性があります。

【Q6】

< 逓増定期保険の課税関係 >

逓増定期保険については、一般の定期保険と異なる課税関係が設けられているという
ことですが、逓増定期保険の要件や具体的な取扱いについて教えてください。

【A6】

< 保険期間の満了時の年齢などに応じ、所定の金額を資産計上 >

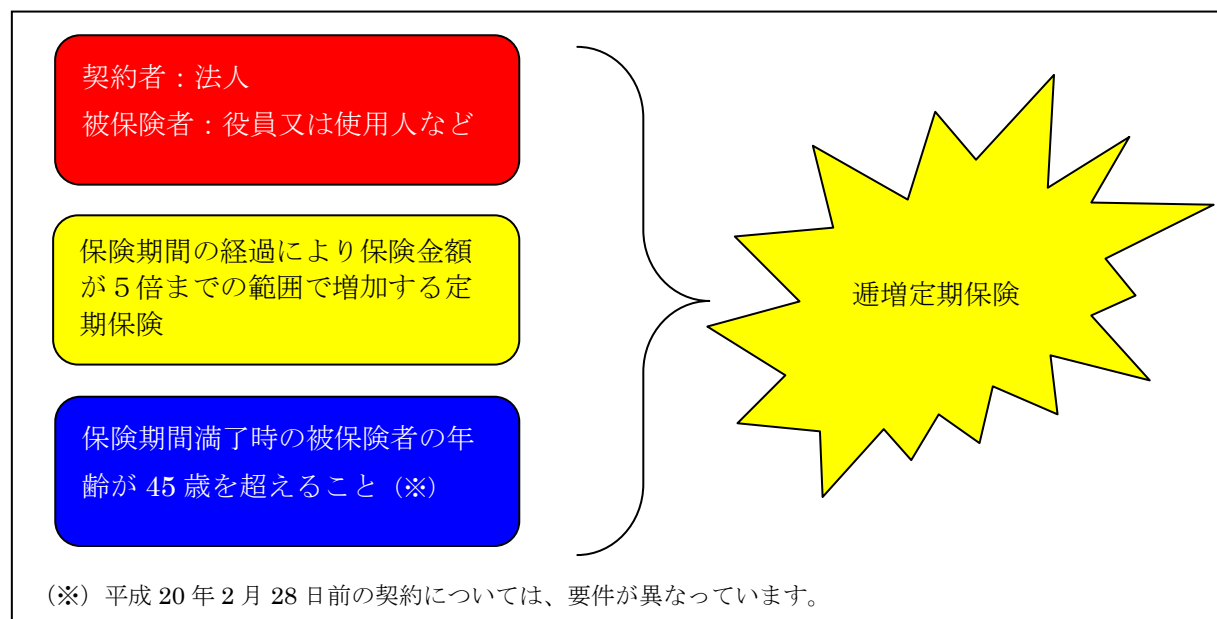
逓増定期保険は、契約後、保険期間満了までに保険金額が契約当初の金額から5倍ま
で増加する一定の定期保険をいいます。

逓増定期保険の保険料については、保険期間の満了時の年齢などに応じ、所定の金額
を一定の期間、資産計上する必要があります。

【解説】

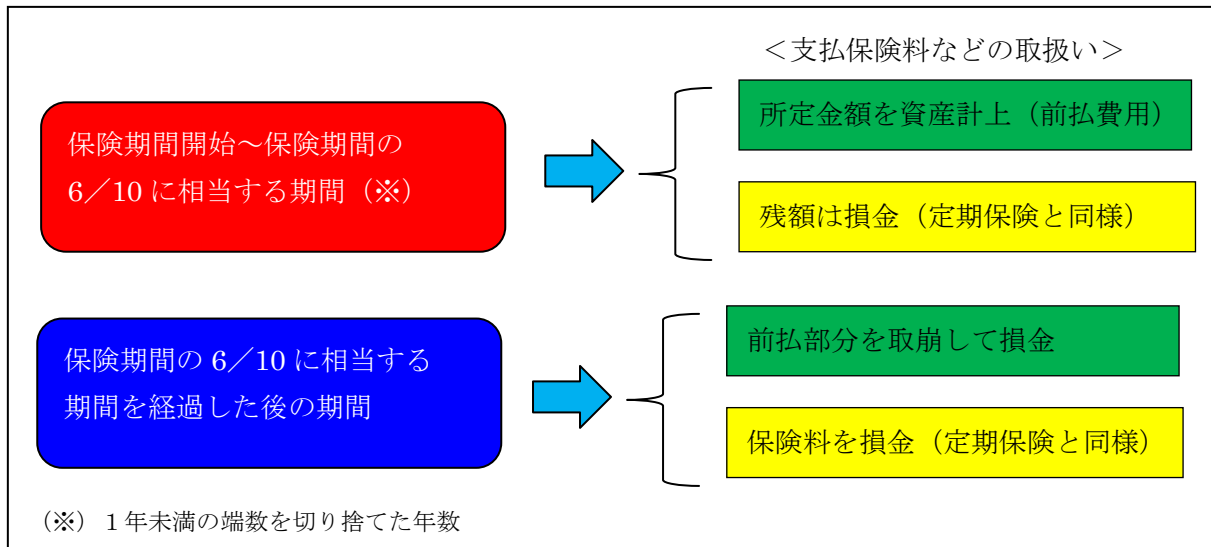
逓増定期保険は、契約後、保険期間満了までに保険金額が契約当初の金額から5倍まで増加す
る定期保険を意味し、具体的には以下の（図9）の定期保険をいいます。

（図9） 逓増定期保険の要件



逡増定期保険に該当する定期保険の保険料については、以下の（図 10）のように、保険期間の 6/10 の期間について、所定の金額を前払費用とする必要があり、損金となる金額が制限されます。

（図 10）逡増定期保険の保険料の取扱い



上記において、逡増定期保険の保険料のうち、前払費用などとされる部分の金額は、保険期間の満了時の年齢などに応じ、以下の（図 11）の通りです。

（図 11）逡増定期保険の資産計上額

区分（※）	資産計上（前払費用）額
① 保険期間の満了時の年齢が 45 歳を超えるもの （②又は③を除く）	支払保険料の 1 / 2 （残額の 1 / 2 は定期保険と同様）
② 保険期間の満了時の年齢が 70 歳を超え、かつ被保険者の保険加入年齢 + 保険期間 × 2 > 95（③を除く）	支払保険料の 2 / 3 （残額の 1 / 3 は定期保険と同様）
③ 保険期間の満了時の年齢が 80 歳を超え、かつ被保険者の保険加入年齢 + 保険期間 × 2 > 120	支払保険料の 3 / 4 （残額の 1 / 4 は定期保険と同様）

（※）平成 20 年 2 月 28 日前の契約については、要件が異なります。

なお、逡増定期保険の保険料のうち、損金となる保険料の部分については、定期保険と同様の取扱いとなりますので、特定の役員や従業員のみを被保険者としたり、受取人としたりするような保険については、単純に損金とならず、これらの者に対する給与として所得税が課税される可能性があります。

その他、逡増定期保険の取扱いは、平成 20 年 2 月 28 日付で改正されており、同日前に契約された逡増定期保険については、要件などが現状と異なります。詳細は、税理士などの専門家にお尋ねください。

【Q7】**＜終身保険の課税関係＞**

法人契約で、役員や従業員を被保険者とする終身保険の税務について、取扱いを教えてください。

【A7】**＜資産計上か被保険者に対する給与として取り扱われる＞**

役員や従業員を被保険者とする法人契約の終身保険の取扱いは、明確にされた事例はありませんが、死亡保険金が必ず支払われることもあり、原則としては資産計上するか被保険者に対する給与として取り扱われると考えられます。

【解説】

役員や従業員を被保険者とする法人契約の終身保険の取扱いは、明確にされた事例はありませんが、定期保険や養老保険の取扱いを踏まえ、一般的には以下の（図12）のようになるといわれています。

（図12）法人契約の終身保険（被保険者は役員又は従業員）の課税関係

区分	死亡保険金の受取人	保険料の種類		
		主契約保険料		特約保険料
		終身保険部分	定期保険部分	
普通終身保険	法人	資産計上	—	損金
	被保険者の遺族	被保険者への給与	—	損金（※2）
定期保険特約付 終身保険	法人	資産計上	損金	損金
	被保険者の遺族	被保険者への給与	損金（※1）	損金（※2）

（※1）特定の役員や従業員のみを被保険者とする場合には、これらの者に対する給与となります。

（※2）特定の役員や従業員のみを受取人とする場合には、これらの者に対する給与となります。

終身保険については、いずれは必ず保険金を受け取ることができますので、貯蓄性のある保険であることから、法人が保険金受取人であれば、支払保険料は保険積立金のような形で資産計上することが必要と考えられます。一方で、被保険者が保険金受取人であれば、養老保険と同様、支払保険料は被保険者への給与になると考えられます。

Ⅱ その他の留意点

【Q8】

＜普遍的加入の意義＞

「特定の役員や従業員のみ」を被保険者としたり、受取人としたりするような保険については、単純に損金とならず、これらの者に対する給与として所得税が課税される可能性があるということですが、必ずすべての従業員を加入させないと、給与とされるのでしょうか？

【A8】

＜職種、年齢、勤続年数等に応ずる合理的な基準による差は可能＞

職種、年齢、勤続年数等に応ずる合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められるときは、原則として給与課税の対象としない、という取扱いが設けられています。

【解説】

役員や従業員を被保険者とする法人契約の生命保険の保険料が損金となる場合、原則として福利厚生として損金となります。特定の役員や従業員のみを対象とする生命保険契約については、一部の者だけが利益を受けるものですから、福利厚生ではなく、原則としては給与として所得税が課税されることとなります。このため、原則としては従業員などを全員加入させ、待遇に差が生じないようにする必要があります。

とはいえ、例えば勤続年数や年齢、職種などによって待遇に差をつけることはよくあることです。これらの要件に照らして所定の従業員だけが保険に加入できるとしても、福利厚生という観点からは問題がないと考えられています。このため、保険に加入できる資格や保険金額に格差があったとしても、職種、年齢、勤続年数等に応ずる合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められるときは、原則として給与課税の対象としない、という取扱いが設けられています。このような加入要件を、待遇に差がないという意味で「普遍的加入」といいます。

税務調査では、法人が契約し、保険料を負担している保険について、普遍的加入に当たるかどうか、よく問題にされます。ケースバイケースの判断になりますので、確実なことは言えませんが、一般常識に照らして合理的かどうかと問われると考えられます。普遍的加入に当たるかどうか、税理士などの専門家とも相談しながら、慎重に対応する必要があります。

【Q9】

＜出口戦略の重要性＞

当社は節税を兼ねて、支払保険料の2分の1が経費となる養老保険に加入しようと考えていますが、顧問税理士より、保険の加入に当たっては出口戦略もきちんと考慮するようにといわれています。

出口戦略を考慮するとは、具体的にどのようなことなのでしょうか。

【A9】

＜満期保険金の節税＞

戻ってくる満期保険金は原則として法人税の対象になりますので、満期時において役員退職金を支出するなど、あらかじめ満期時の節税策を考慮する必要があります。

【解説】

養老保険で節税をするために、満期保険金の受取人を法人、死亡保険金の受取人を法人の役員や従業員の遺族などとして、支払保険料の半額を経費とすることが非常に多く見られます。こうすれば節税ができますが、仮にそれが満期を迎えれば、受け取った満期保険金のうち、保険積立金として計上している金額との差額部分については、法人の収益となりますので、法人税の対象になります。

このため、養老保険の節税を考える場合には、満期保険金の節税についても、あらかじめ考慮しておく必要があります。このため、満期時において、課税される満期保険金と相殺できる十分な費用を計上できるよう、計画（出口戦略）を練っておく必要があるといわれます。

一般的には、保険の満期時に役員退職金を支出するなどの出口戦略がとられることが多いですが、役員退職金は所定の適正額までしか損金にならないなど、税務上の制限があります。詳細は割愛しますが、退職する役員の役員報酬を徐々に上げていくなど、計画的な対応が必要になることもありますので、税理士などの専門家とも相談しながら、出口戦略についても十分に考慮しておく必要があります。

【Q10】

＜小規模企業共済と中小企業倒産防止共済＞

節税のために生命保険を検討していますが、顧問税理士より、小規模企業共済や中小企業倒産防止共済についても検討した方がいいと勧められています。小規模企業共済や中小企業倒産防止共済とは、具体的にどのような制度なのでしょうか。

【A10】

＜所定の中小企業が加入できる共済制度＞

これらは所定の中小企業などが加入できる共済制度であり、その掛金は法人の経費などとして認められますので、使い方によっては大きな節税ができます。

【解説】

小規模企業共済や中小企業倒産防止共済は、使い方によっては大きな節税ができる共済制度です。このため、余裕資金がある場合には、生命保険と同様に検討すべき制度です。

小規模企業共済は、中小機構（独立行政法人中小企業基盤整備機構）が提供している共済制度であり、所定の中小企業の会社の役員などが、自己の退職金に充てるための資金を確保することを目的に、個人で加入することができる制度です。この制度は、月 1,000 円～70,000 円（500 円単位）の範囲で掛金を支払いますが、その支払った掛金は、加入した役員の所得税の計算上、所得控除することができます。

なお、役員が会社を退職した場合などには、積み立てた掛金に応じた共済金を、退職金代わりに受け取ることができます。この共済金は、原則として、所得税が優遇される退職所得として課税されます。

一方、中小企業倒産防止共済も、中小機構が提供している共済制度で、取引先の倒産により資金繰りに困るような事態になった場合、納めた掛金の最大 10 倍の資金を迅速に借り入れることができるという制度です。この制度は、毎月 5 千円～20 万円の間（5 千円単位）で掛金を自由に設定し支払いますが、その支払った掛金は全額損金に算入されます（上限金額は 800 万円です）。

なお、中小企業倒産防止共済の掛金は、12 カ月以上納付すれば、解約時には返還されることとされており、40 カ月以上納付すれば、100%戻ってきます。

これらの制度のメリットとデメリットを簡単にまとめますと、(図 13) の通りです。

(図 13) 小規模企業共済と中小企業倒産防止共済

種類	メリット	デメリット
小規模企業共済 (http://www.smri.go.jp/skyosai/index.html)	<ul style="list-style-type: none">・掛金を選択でき、無理のない範囲で積立できる・掛金は所得控除の対象になる・原則退職所得として課税される	<ul style="list-style-type: none">・小規模な中小企業しか加入できない・20 年未満だと元本割れする
中小企業倒産防止共済 (http://www.smri.go.jp/tkyosai/index.html)	<ul style="list-style-type: none">・掛金を選択でき、無理のない範囲で積立できる・掛金は損金となる（800 万円が限度）	<ul style="list-style-type: none">・出口戦略が必要になる・40 カ月未満だと元本割れする

ただし、加入要件や税務署に対する手続きなど、これらの制度には複雑な点もありますので、加入に当たっては上記中小機構のホームページを参考にするとともに、税理士などの専門家に相談してください。

納税者であるあなたの正当な権利を守ります

MCS税理士法人

「迅速・丁寧・誠実な対応がモットーです」

MCS税理士法人立川事務所」では、代表税理士 舩田義行をはじめ30代～40代の若手専門家が、「迅速」「丁寧」「誠実な対応」と、何より税務会計スペシャリスト達の専門知識を持って貴方の経営を徹底支援！貴社の発展が私たちの喜びです。



事務所名 MCS税理士法人

TEL 0120-316-540

代表者名 丸山定夫・舩田義行

FAX 042-528-6949

所在地 東京都港区南青山3-13-1
小林ビル4階
東京都立川市柴崎町3-11-4
千代田生命立川ビル4階

URL <http://www.mcs-office.jp>

e-mail info@mcs-office.jp

税務のことで悩んだら

すぐにこの番号までご連絡下さい

0120-316-540